令和８年１０月１９日

第４回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第４回総会議事録

１．日　　時　令和8年１０月１９日（月）午後2時００分
２．会　　場　市民センター（市役所本庁舎西側）　３０３会議室
３．出席委員　２２名
４．出席の委員

１番　栗原　武弘	２番　佐藤　國夫	３番　吉田　久勝
４番　菅野　房子	５番　中村　謙一	６番　野崎　俊幸
７番　山岸由美子	８番　今野　拓也	９番　浪岡　真澄
１０番　曳地　正人	１１番　菅野　秀夫	１２番　菅野　善晴
１３番　菱沼寿美恵	１５番　安齋　昭通	１６番　尾形　寅昭
１７番　古関　恵子	１８番　柴田　徳男	１９番　武田　勇夫
２０番　齋藤　貴裕	２１番　半澤　幹夫	２２番　阿部　栄一
２３番　佐藤　裕一		

５．欠席の委員　　１４番　渡邊　正芳　２４番　玉根　吉光

６．事務局の出席者　事 務 局 長　　平野　雅樹
次長兼農地係長　　齋藤　良紀　　主　　事　鈴木　萌花
庶 務 係 長　　丹治　　薫

議案の内容

第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について
第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について
第３号　現況確認証明願出について
第４号　農地法施行規則第２９条第１号該当農地転用証明願出について
第５号　福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

追加議案

第１号　福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意について

報告の内容

第１号　農地法第３条の３の規定による届出の受理について
第２号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理について
第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理について
第４号　農地法第１８条第６項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
第５号　地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について
第６号　遊休農地の区分の判断について
第７号　「農業経営基盤の強化の促進に対する計画（地域計画）」の変更に係る意見について（回答）

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村　謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	（会長から開催に先立ちあいさつ）
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第５条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第４条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	１４番　渡邊正芳委員、２４番　玉根吉光委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数２４名に対し、２２名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第２６期、第4回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第１８条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 ４番：菅野房子委員、１７番：古関惠子委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第６条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。（９４件)】 合計９４件、令和8年１０月１９日提出、福島市農業委員会会長 中村　謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の２ページをお開きください。議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転１２件、使用貸借権設定１件、計１３件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号１番、整理番号１番から３番の３件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１番	議長１番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
１番	整理番号１番について説明いたします。渡人と受人は兄弟関係です。渡人が県外に住んでいるため、受人が自家消費栽培として大根や大豆を作る予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２番について説明いたします。渡人と受人は親戚関係です。受人は大規模なキュウリ農家であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号３番について説明いたします。受人は地区内で喫茶店を経営している方であり、今回建物と農地をあわせて購入します。渡人は高齢であり、受人は現在ウメ、サツマイモ栽培している方です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号２番、整理番号４番から８番の４件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。なお、整理番号５番は取下げとなりました。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
４番	議長４番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
４番	整理番号４番について説明いたします。渡人は高齢であり、受人は２年前から申請地を耕作しております。使用貸借権設定の期間が切れたため、更新する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号６番について説明いたします。渡人は高齢であり、受人がモモを栽培する案件です。受人は後継者もおり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号７番について説明いたします。申請地は渡人が相続した土地であり、以前から受人が梨、リンゴ、野菜を栽培しています。受人の妻、息子、作業員２名が手伝っており、自作地続きであるため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号８番について説明いたします。申請地は受人の畑の近くにあり、以前からモモを栽培しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号３番、整理番号９番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
８番	議長８番（発言を求める。）
議長	今野委員（発言を許可する。）
８番	整理番号９番について説明いたします。渡人は高齢であり、受人は市外農地を持ち、耕作している方です。申請地は重機で草刈りをしております。申請地の面積は大きいですが、受人が働いている法人の人材があるとのことなので、十分な労働力があります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号４番、整理番号１０番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１２番	議長１２番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）

１２番	整理番号１０番について説明いたします。受人は自作地続きで９０アールほど耕作しています。経営面積が大きいですが、常時従業員１０名、臨時従業員３名おり、十分な労働力があるため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号５番、整理番号１１番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１８番	議長１８番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
１８番	整理番号１１番について説明いたします。受人は会社役員であり、近隣の市でも農業を行っております。稲作をしており、経営規模を拡大したいということで申請する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号６番、整理番号１２番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２１番	議長２１番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
２１番	整理番号１２番について説明いたします。受人は経営規模を拡大し、ネギを耕作する予定です。別の地区でもネギを栽培しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
２番	議長２番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
２番	受人は市外農地を耕作しているとのことですが、何を作付されているのですか。
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
次長	市外農地のため、作目に関しての情報は持ち合わせておりません。
議長	他にご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号７番、整理番号１３番及び１４番の２件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

２２番	議長２２番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
２２番	整理番号１３番について説明いたします。申請地は以前梨畑でしたが、渡人が相続を受け、現在は保全管理されている農地です。受人は定年退職後に本格的に農業を始める予定であり、今のうちから兼業農家として耕作をしていきたいとのことです。申請地の隣の建物も購入し、農業を行っていくため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号１４番について説明いたします。受人はドライフルーツの加工場で働いている方で、申請地で栽培した杏子をドライフルーツとして加工するとのことです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第１号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号１番から１４番までの５番を除いた１３件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第２号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の５ページをご覧ください。議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転１件、賃貸借権設定１件、使用貸借権設定２件、計４件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号１番、整理番号１番及び２番の２件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１番	議長１番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
１番	整理番号１番について説明いたします。整理番号１番と２番の渡人は同一であります。受人は渡人の子の娘夫婦であり、受人が一般住宅を建てる案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２番について説明いたします。渡人と受人は親子関係であります。整理番号１番の申請を出す際に、農地に受人の物置が置いていることが判明し、追認する案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号４番、整理番号３番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

	しくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１２番	議長１２番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
１２番	整理番号３番について説明いたします。受人の法人の福島営業所が申請地に隣接しており、営業所敷地内の駐車場スペースが手狭になったため、申請地を露天駐車場敷地として申請する案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号６番、整理番号４番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２１番	議長２１番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
２１番	整理番号４番について説明いたします。個人から法人へ所有権移転する案件です。既存施設を拡張するということで、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第２号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号１番から４番の４件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第３号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の６ページをご覧ください。議案第３号　現況確認証明願出についての案件は、昭和２７年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号５番、整理番号１番の１件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１８番	議長１８番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
１８番	整理番号１番について説明いたします。申請地は以前桑畑として耕作していましたが、生糸価格の下落や後継者不在のため、昭和３０年度代から耕作放棄し現在に至っております。令和８年９月１７日に農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化

	しており農地への復元は困難であると判断しました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第３号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第３号　現況確認証明願出について、整理番号１番の１件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第４号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の７ページをご覧ください。議案第４号　農地法施行規則第２９条第１号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが２００㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。 区域番号７番、整理番号１番の１件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２２番	議長２２番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
２２番	整理番号１番について説明いたします。願出人は後継者と一緒に農業を行っており、既存の農業用倉庫では手狭であるため、今回新たに農業用倉庫を建てました。現地確認を行い、農業用で使われていることを確認したため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第４号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第４号　農地法施行規則第２９条第１号該当農地転用証明願出についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第５号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の８ページをご覧ください。議案第５号　福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 区域番号２番、整理番号１番から４番の４件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
４番	議長４番（発言を求める。）

議長	菅野委員（発言を許可する。）
４番	整理番号１番から４番について受人が同一であるため、まとめて説明いたします。以前から水稲栽培をしておりましたが、昨年更新を忘れてしまったため、新規の案件となっております。申請地は管理されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号４番、整理番号５番及び６番の２件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１２番	議長１２番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
１２番	整理番号５番、６番について受人が同一であるため、まとめて説明いたします。整理番号５番と６番の申請地は隣接している農地です。受人は区域内の専業農家であり、果樹や水稲栽培を行っています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号６番、整理番号７番から９番の３件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２１番	議長２１番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
２１番	整理番号７番から９番について受人が同一であるため、まとめて説明いたします。受人は水稲栽培をやっている方であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号７番、整理番号１０番から１２番の３件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２２番	議長２２番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
２２番	整理番号１０番、１１番について受人が同一であるため、まとめて説明いたします。受人は法人から独立し、水稲栽培を行っている方で、現在２０町歩ほど耕作しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号１２番について説明いたします。受人は外国籍の方で、現在市外に居住しています

	が、妻の実家が市内にあるため、そこを拠点として農業を行っていく予定です。令和８年２月に一度審議を行いましたが、申請地がキュウリを栽培するのに耕作不適格農地であり、水の確保も困難であるため判断がつかないということで意見を付した案件です。今回申請地にあった石を取り除き、ボーリングを行い、井戸を新設したことで、意見の内容が改善されたため、再申請となりました。実際に３反歩ほど耕作し、耕作可能であることを確認したため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
１９番	議長１９番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
１９番	周辺農地の状況を教えていただきたいです。
２２番	議長２２番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
２２番	周辺は田だと思われます。遊休農地であり、周辺農地に影響はないと思います。
１９番	議長１９番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
１９番	自分の担当地区で周辺田の中でキュウリを耕作した外国籍の農家がおり、農薬等の問題でトラブルが起きてしまった事案がありました。文化の違いにより、認識が異なってしまう場合もあるため、周辺の方と意思疎通をしっかりとっていただきたいです。
２番	議長２番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
２番	受人は外国籍とのことだが、在留資格を教えてほしいです。
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
次長	中間管理機構を通じての申請であり、情報を持ち合わせていません。
２番	議長２番（発言を求める。）
次長	佐藤委員（発言を許可する。）
２番	あとで共有していただきたいです。
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
次長	承知いたしました。
議長	２つほど質問、意見があります。まず阿部委員より説明がありました受人が３反歩ほど耕作したとは３筆ある申請地のうちの１筆で実際に耕作したということでしょうか。
２２番	議長２２番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
２２番	はい、そうです。所有者に許可を得て耕作していました。
議長	もう１つは武田委員より意見がありました件につきまして、キュウリ、水稲にかかわらず果樹においても耕作する際に消毒の部分は問題になりやすいと思います。特に外国籍の方は文化の違いもあるため、地域の方と話し合いをして、場合によっては農業委員が間に入り、しっかりと耕作しているかを確認する必要があると思います。

２２番	議長２２番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
２２番	区域では他にも外国籍で農業をしている方がいます。地区の方と協力し、農協の指導を得ながら耕作しているかをしっかり確認していきたいと思います。
議長	よろしくお願いします。
１番	議長１番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
１番	外国籍の方に対して在留資格が分からないとのことでしたが、農地中間管理機構を通して申請する際にも確認していただきたいです。
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
次長	農地中間管理機構では、日本で営農していれば特段在留資格まで確認しないと事務局では認識しております。
２番	議長２番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
２番	国でも外国籍の方の農地の貸借、取得に関して、厳しく確認を行っていると認識しております。３８条意見書提出の際にもこの件について問題視されているところです。情報としてしっかり確認すべきだと思います。
議長	佐藤委員の意見に追加して、特に新規就農に関しては確認できる情報が少ないため、情報収集をすべきだと思います。
１０番	議長１０番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
１０番	農地中間管理機構からあがってくる申請に関しての情報が少ないと思います。 農業委員会で審議をすることになっているので、審議の判断材料となる情報をもっと農地中間管理機構の方で確認すべきだと思います。
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
次長	ご指摘いただいた点に関しては、去年から農地中間管理機構に確認の依頼を求めているところではあります。農地中間管理機構の体制上、難しい部分はあるかもしれませんが、随時総会等で出た意見に関しては、農地中間管理機構の方に共有しております。
議長	農業委員の皆さんには特に新規就農の方はしっかりと確認していただくようお願いしたいです。分からない情報があれば、事務局、または事務局を通じて農地中間管理機構に確認していただきたいと思います。
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
次長	議長から説明がありました件につきまして、あまりにも情報が少なく判断がつかない場合はそれを意見として農地中間管理機構に返すことも可能かと思います。 なお、再度農地中間管理機構には申請に対しての聞き取りを重視していただくように依頼したいと思います。
議長	事務局で説明ありましたとおり、農地中間管理機構の案件に対して意見を付すことは可能で

	あります。周辺に影響を及ぼすのであれば承認できないという権限はありますので、しっかりとその意識をもって確認していただければと思います。 他に、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第５号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第５号　福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
事務局長	議長、事務局長。
議長	事務局長。
事務局長	追加の議案がございますので、ここで委員の皆さんに配付してもよろしいでしょうか。
議長	はい、お願いします。 （追加議案を配付する）
議長	ここで、お諮りいたします。 事務局より福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意についての追加議案が提出されました。これを議案に追加し、直ちに議題といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、よってこれを議案に追加し、直ちに議題といたします。 それでは、追加議案第１号　福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意について、事務局の説明を求めます。
事務局長	追加議案第１号　福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意についてをご説明いたします。令和８年９月３０日付けにて、佐藤弘幸農地利用最適化推進委員から農業委員会会長あてに、令和８年１０月１９日をもって辞職したい旨の辞職願の提出がございました。農業委員会等に関する法律第２３条第１項には、推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができると規定されており、農業委員会の同意を求めるものです。 辞任の理由は一身上の都合でございまして、事務局としましては、ご本人の意思を尊重し、辞任は致し方ないものと考えております。ご説明は以上です。
議長	事務局より説明がありましたが、ただ今の案件につきまして質疑を行います。ご意見、ご質問ございませんか。
１１番	議長１１番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
１１番	辞職理由は一身上の都合のことですが、家庭の都合なのか、業務の問題なのか可能な限り教えていただきたいです。
事務局長	議長（発言を求める。）
議長	事務局長（発言を許可する。）
事務局長	家庭の都合です。
１２番	議長１２番（発言を求める。）

議長	菅野委員（発言を許可する。）
１２番	家庭の都合であれば仕方ない部分はありますが、地区の推薦をいただいて委員になっている方もいるため、自覚をもって今後業務に取り組んでいただきたいと思います。今回欠員がでたということで、委員を補充する際の事務スケジュールを教えていただきたいです。
庶務係長	議長（発言を求める。）
議長	庶務係長（発言を許可する。）
庶務係長	今後の事務スケジュールについて説明いたします。 辞職願を提出した農地利用最適化推進委員は１０月１９日をもって退任となります。１２月１日から委員の欠員による公募を開始しまして、１２月２５日までの約１か月間公募いたします。公募期間に応募があった方につきましては、１月に評価会議を開催し、そこで選任された方を総会で委嘱するスケジュールとなります。公募期間中に候補者の方がいらっしゃらない場合には、公募期間が延長になり、それに伴い委嘱も遅れることになります。事務局としましては、最短で１月の総会での委嘱を目指しております。
議長	他に、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	特に発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。 それでは追加議案第１号につきまして採決を行います。挙手をもって採決します。追加議案第１号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。 （挙手数確認、議長へ報告）
議長	賛成多数と認め、追加議案第１号　福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意については、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書１１ページ、報告第１号から２７ページ報告第７号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	最後に議長から、令和９年度　農業作業賃金・農作業料金標準額の設定について、農業振興小委員会へ付託をいたしますので、安齋昭通小委員会委員長ならびに小委員会委員の皆さまには、事務局から説明のあった日程に従い作業を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。 これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第４回総会を終了いたします。

（午後１５時１５分）

令和8年１０月１９日

　これは、福島市農業委員会第４回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会　　長　　中村　謙一

議事録署名人４番　　菅野　房子

議事録署名人１７番　　古関　恵子